

# 白井市沿道みどりの推進事業補助金交付要綱

所管課

環境課

## 1 補助金の名称

沿道みどりの推進事業補助金

## 2 補助金交付の目的

みどりによる癒しの空間を広げ、ウォーキングや散策の活用等につなげるため。

## 3 用語の定義

- ①「歩道等」とは、公道、集合住宅等が管理している公共性のある私道及び公園の園路等をいう。
- ②「沿道」とは、歩道等の境界からおおむね5メートル以内の場所をいう。
- ③「草花等」とは、一年生植物、二年生植物及び多年生植物並びにこれらの種子、球根及び苗をいう。ただし、多年生植物については木本植物を除くものとする。

## 4 補助対象

補助対象事業（別紙に定める事業）を実施し、5人以上の構成員を有する団体。  
ただし、既に事業を実施している団体の構成員を含む団体は、補助金の交付の対象としない。

## 5 補助対象経費

別紙に定める経費

## 6 補助額

別紙に定める額

## 7 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 8 施行日

平成28年4月1日

## 9 補助金の終期

平成35年3月31日

## 10 改正履歴

## 別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助額
<p>●次の①から⑦に掲げる要件を全て満たす事業。</p> <p>①販売店から購入した草花等を植栽すること。</p> <p>②草花等の植栽場所の一部が沿道内にあり、かつ、歩道等の表面からの高さがおおむね2メートル以内の場所に植栽すること。</p> <p>③連続的又は集合的に植栽すること。</p> <p>④事業の実施場所が市内にあること。</p> <p>⑤事業の実施場所の土地所有者又は管理者が承諾する用地であること。</p> <p>⑥事業の実施場所に最も近い歩道等から草花等を見渡せること。</p> <p>⑦事業内容等を、市のホームページ及び広報紙等に掲載することについて、同意すること。</p>	<p>●次の物品等の購入に要する経費</p> <p>①草花等</p> <p>②プランター及び植木鉢</p> <p>③土及び肥料</p>	<p>●補助対象経費の合計額とし、1万円を限度とする。</p> <p>●補助金の交付は、1団体あたり1年度につき、1回限りとする。</p>
<p>補助金の交付の決定を受けた団体（交付決定団体）の責務</p>		
<p>①交付決定団体は、事業終了後、特に多年草等の数年にわたり生存する植物を植栽したときは、事業の実施場所が荒れないよう維持管理に努めるものとする。</p> <p>②交付決定団体は、やむを得ない理由により維持管理が困難になったときは、事業実施場所を事業実施前の状態に戻すよう努めるものとする。</p>		